

令和3年

年末の交通安全県民運動 実施要綱

令和3年11月2日
福井県交通対策協議会

第1 目的

本運動は、降雪や路面凍結、交通混雑などの道路交通環境の悪化や飲酒する機会の増加等に伴い、交通事故の増加が懸念される年末を迎えるにあたり、県民一人ひとりが交通ルールの遵守や正しい交通マナーを励行することにより、交通事故を防止することを目的とする。

第2 期間

令和3年12月11日(土)から12月20日(月)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン(北陸三県統一)

ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路

第5 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第6 統一行動日

令和3年12月13日(月)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全街頭啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

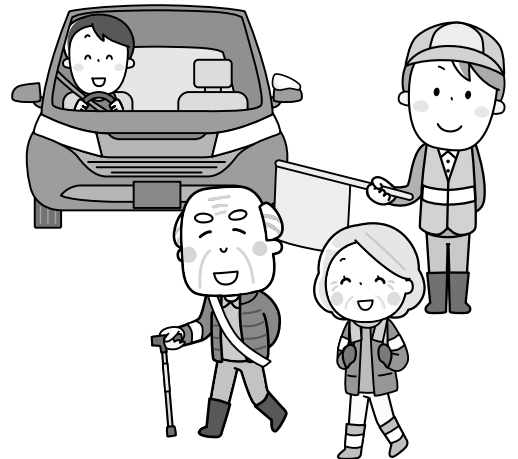
第7 推 進 方 法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

第8 運動の重点と取組み

1. 高齢者の交通事故防止(北陸三県統一)
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止【最重点取組み】
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 雪寒期の交通事故防止
5. 飲酒運転等の危険運転の防止



重点

1

高齢者の交通事故防止

高齢者には交通安全意識の高揚を、一般の運転者には高齢者に対する保護意識の醸成を図り、高齢者が関係する交通事故を防止する。



高齢者は

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、自身の運動能力等を正しく理解して、歩行中や自転車乗用中の交通事故防止を図る。
- 高齢運転者は、積極的に交通安全講習を受講するほか、加齢に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等の利用を検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、まず、自らが運転時間帯や場所等を限定して、安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組む。



運転者は

- 運転中は、車載のテレビを見ながらの運転や、考え事をして漫然と運転せず、『運転に集中』する。
- 高齢運転者標識を表示した車両を見かけたときは、減速、徐行するなど高齢者に配慮した運転を心がける。
- 歩行中や自転車乗用中の高齢者を見かけたときは十分な減速を行うほか、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなどスローダウンを励行する。



家庭・地域・職場では

- 高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行う。
- 交差点等で事故に遭遇するおそれのある高齢者を見かけたときは、安全誘導を行うなど、必要な保護・誘導活動を行う。
- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納、限定運転の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。

重点

2

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と、夜間の交通事故を防止する。

最重点
取組み



歩行者・自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材用品を着用する。
- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断アクション・ペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。

- 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルールの遵守と交通マナーを実践する。
- 全ての自転車利用者は、ヘルメットを積極的に着用するとともに、自転車事故被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）へ加入する。
- 自転車の安全を確保するため、定期的な点検整備を行う。

自転車安全利用五則（平成19年7月 交通対策本部決定）

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、
車道よりを徐行



- ④安全ルールを守る
 - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★夜間はライト点灯
 - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



運転者は

- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビームへのこまめな切替えを励行する。
- 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守により、歩行者保護を徹底する。



家庭・地域・職場では

- 夕暮れ時は、交通混雑や視認性の低下などの理由から交通事故が発生しやすいことを理解・認識させる交通安全教育等を推進する。
- 歩行者や自転車利用者に対し、反射材用品の活用と「自転車安全利用五則」の遵守を呼びかける。



重点

3

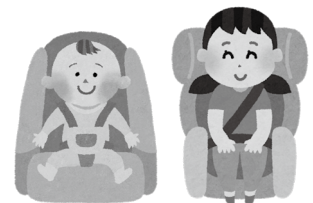
全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底し、交通事故発生時の被害の防止・軽減を図る。



運転者は

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底する。
- チャイルドシートは、乳幼児の体格に合ったものを正しく着用する。



家庭・地域・職場では

- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 車上の積雪が走行時に飛散または落下により交通の危険をおよぼすおそれがある場合は、除雪を行う。

重点

4

雪寒期の交通事故防止

道路条件に応じた適正な運転操作に心がけ、スリップ事故など冬場特有の事故の防止を図る。



運転者は

- 自動車やタイヤの性能を過信せず、凍結時や積雪時にはスリップする危険があることを十分理解してスロードライブを徹底するほか、急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどを避け、十分な車間距離を確保する。
- 視界が悪い時は、徐行して前方をよく見るとともに、早めのライト点灯を実施する。



家庭・地域・職場では

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換するよう呼びかける。
- 天候と路面状況に応じた安全速度での運転を呼びかける。
- 凍結時、積雪時はスリップする危険があることを話し合い、安全速度の徹底や早めのライト点灯等に関する「声かけ」を行う。



重点

5

飲酒運転等の危険運転の防止

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転等の悪質性・危険性、飲酒運転等に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに飲酒運転等の危険運転を防止する。



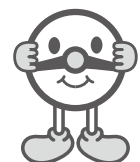
運転者は

- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。また、あおり運転被害防止のため、ドライブレコーダーの設置を検討する。



家庭・地域・職場では

- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用を働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 飲酒運転等の悪質性・危険性について、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じて意識改革を推進し、飲酒運転等を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転の根絶に努める。



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動